

1 島根県監査委員条例（昭和29年3月30日島根県条例第26号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（議員のうちから選任する監査委員の数）

第2条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。

（常勤の監査委員）

第3条 法第196条第4項の規定により、識見を有する者のうちから選任する監査委員の1人は、常勤とする。

（定期に行う監査の通知）

第4条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行う場合は、期日前7日までにその期日その他必要な事項を知事及び関係のある執行機関に通知しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、その期間を短縮することができる。

（現金出納の検査）

第5条 法第235条の2第1項の規定による検査の例日は15日とする。ただし、特別の事由によりその日に検査を行うことができない場合は、その期日を変更することができる。

2 監査委員は前項ただし書の規定により検査の期日を変更するときは、あらかじめ知事に通知しなければならない。

（決算等の審査）

第6条 知事は、法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付する決算及び証書類等を次の通常予算を議する議会の開会前60日までに監査委員に回付しなければならない。

2 監査委員は前項の規定により決算及び証書類等の回付を受けたときは、議会の開会前10日までにその審査の意見を知事に回付しなければならない。

（請求又は要求による監査）

第7条 監査委員は、法第75条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは法第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、その日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、法第75条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求に併せて監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることを求められたときは、この限りでない。

（財政的援助を与えているもの又は指定金融機関の監査）

第8条 監査委員は、法第199条第7項又は法第235条の2第2項の規定による監査を行う場合は、期日前7日までにその期日その他必要な事項を知事及び関係のある執行機関並びに監査を行おうとするものに通知しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、その期間を短縮することができる。

（公表並びに告示）

第9条 法令の規定に基づいて行う監査委員の公表並びに告示は、島根県報に登載して行うものとする。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は監査委員が別に定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 島根県監査委員条例（昭和22年島根県条例第16号）は、廃止する。

附則（昭和37年条例第54号）

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附則（昭和39年条例第44号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附則（昭和55年条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和23年島根県条例第88号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正）

4 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則（平成3年7月16日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成11年条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。